

2009年11月13日

第2回八王子市職拡大闘争委員会

【議長団の選出】

本庁協議会 杉山耕太郎（道路事業部管理課）
学校協議会 北川 美鈴（学校教育部清水小学校）

【経過・日程】

《別紙資料1参照》

【報告事項】

1. 第3回職員安全衛生委員会(10/30)
2. 第57回自治労東京都本部定期大会(10/31)

【協議事項】

1. 現業統一闘争取り組みについて

- 10/28 拡大闘争委員会で大綱妥結確認（戦術配備を解く）
- 11/5 「09現業労働者に関する統一要求書」（27項目）の回答提示
《別紙資料2参照》

2. 09賃金確定闘争について

■09 東京都人事委員会勧告（09年10月9日勧告）

月例給 $\Delta 0.35\%$ （ $\Delta 1,468$ 円）平均年収16万4千円減
昇給カーブのフラット化（若年層及び管理職の引き下げ緩和、
高齢者層に引き下げを強める）

一時金 $\Delta 0.35$ 月（6月期 $\Delta 0.2$ 月分を含む 年間支給4.15月）

その他 住宅手当については本年見直しを行なわない

■闘争日程

- 11/4（水）三団体（市職・臨職・公共労）要求書提出（団体交渉）
- 11/9（月）東京地公労2009年秋季年末闘争勝利決起集会（1割動員）
- 11/11（水）回答指定日（当局提案）
- 11/13（金）第2回拡大闘争委員会（午後4時）
東京都行政部市町村課要請行動
- 11/19（木）第3回拡大闘争委員会（午後4時と6時再開予定）
- 11/20（金）早朝1時間ストライキ

1) 09賃金改定都本部統一指標について

現行賃金水準の維持（本俸＋地域手当）確保を前提とすることを求め、都本部重点8指標の具現化に向けて、20日の1時間ストライキを背景に取り組む。

都本部重点8指標

- ①自主交渉・自主決着を基本に、現行水準の確保を図る
- ②住居手当の廃止・引き下げは反対
- ③都表グループについては、改定に考え方を明らかにさせ、現行水準確保のため、都表離脱を視野に入れた検討を行なう。
- ④現業賃金改悪に反対し、現行水準確保を基本として、必要に応じ人事・任用制度の改善を行わせる。
- ⑤一時金については、勤勉手当への成績率の一方的導入及び拡大・強化を行わせない。
- ⑥人事評価導入については、労使協議・合意を前提とし、一方的実施を行わせない。
- ⑦労基法改正に伴う割増率の引き上げを行い、代替制度の導入にあたっては本人の自由選択性を確保する。
- ⑧臨時・非常勤職員の処遇改善

2) 総務省指導と09人勸他単組の状況

総務省は地域給（△4.8%）引き下げを行っていない三多摩各市に対して、東京都の行政部市町村課を通じて各自治体の副市長に、全国一律引き下げの本給4.8%引き下げと国基準の地域手当の徹底を指導している。

〈他市の地域手当問題〉

- ・三多摩各市の給料表は都表と独自表の二種類がある。
- ・都と同じ給料表の市は、東京都と同じ地域手当18%を目指した。
- ・都は本俸△5.4%と地域手当を5年間かけて配分変更している。

調整手当（都市の物価水準の調整）12%→地域手当（国基準23区）18%

最初の年 地域手当を12%→13% 本俸を△0.9下げる

2年目 13%→14.5% △1.4下げる

3年目 14.5%→16% △1.4下げる

4年目（2009年） 16%→17% △1.2下げる

5年目 17%→18% △0.5下げる予定

・都の人事委員会は、23区と三多摩（市によって地域手当がばらばら）に勤務している職員（島を除く）の地域手当を分けることなく18%にした。

・三多摩の都表の各市も東京都と同じ方式で3年目を向かえた昨年、総務省は地域手当が国基準を上回る市に対して直接指導し、国からの特例交付金をカッ

ト、東京都の市町村課が積極的に介入し、総務省指導の強化、市町村総合交付金のカットをするなど市に財政負担を与えた。4年目の今年は地域手当を国基準に合わせる提案が各自治体に出されている。

〈他単組の状況〉

- ◇青梅 行（二）給料表平均8%引き下げ（現給補償）
住宅手当の引き下げ（11,000円→9,000円）
- ◇日の出 地域手当の引き下げ（12.5→9.0%）国基準0%
- ◇日野 行（二）給料表平均8%引き下げ
- ◇羽村 地域手当の引き下げ（16→6.0% 40,600円）国基準6%
- ◇多摩 行（二）給料表平均8%引き下げ
- ◇立川 行（一）20,000円引き下げ 行（二）30,000円引き下げ
（今年の3月改定）
- ◇東久留米 地域手当の引き下げ（16→12%）国基準6%

《別紙資料3参照》

3) 八王子市の地域給問題

八王子市の国基準の地域手当は12%で、調整手当12%をそのまま置き換えただけで賃金改定率のみ行ってきた。

労使とも地域給については矛盾があり、八王子市の給与構造にはそぐわないとし、本俸4.8%の削減はしてこなかった。給与水準の適正化（本俸△4.8%・給与構造改革）については賃金任用労使検討会で議論をする。としてきました。

他の自治体は地域給を導入し、本給の削減と地域手当上げる配分変更を実施。

八王子市は本給（4.8%）を削減していなく、ラスパイレス指数が突出する状況になった。

4) 交渉状況

- ・11月4日に要求書を提出。
- ・11日の回答指定日に当局側から賃金改定と給与構造改革の対応について提案の考え方を示したい。
- ・事務折衝を開催し

当局側は「賃金改定と給与構造改革合わせて提案したい」

組合側は「この間、労使で確認してきた東京都人事委員会の勧告の賃金改定率（官民格差）のみ議論すべきであり、給与水準の適正化（本俸△4.8%・給与構造改革）は賃金任用労使検討会の中で議論すべきである」

当局側は「給与水準についても協議させていただきたい。ラスパイレスも国を大きく上回り、世論も厳しく市民への説明責任が果たせない。賃金改定と合わせて協議したい」

組合側は「賃金改定と給与水準の見直しをセットでの協議は認められない。給与の水準についての協議は20日のストライキを背景にまとまる話でもない。

再度改定率だけの提案しか選択の余地は無い」

当局側は、提案の内容について今一度検討することで事務折衝は終了した。

・11月12日再度事務折衝を行い

当局側は「提案については東京都の改定率について提案し、給料表の配分変更や所要の調整(改定率に伴うマイナス分の調整)など事務手続きに入りたい」としました。

組合側は、賃金の改定率だけの提案を受けることにし、給料表の配分変更や所要の調整、一時金の期末手当と勤勉手当の配分率。また、臨職・非常勤職員の処遇改善の協議に入ることにしました。

・20日の1時間ストライキの戦術配備はそのままとし交渉を強化します。

5) 1時間ストライキの対応について

《別紙資料4参照》

3. 09賃金改定に望む臨職・非常勤職員組合の取り組みについて

自治労八王子市臨時・非常勤職員組合委員長 小林 央

11/10(火) 臨職組合独自要求書提出

《別紙資料5参照》

4. 非常勤職員の実態について

講演「置き去りにされている非正規公務員の労働実態」

自治労本部産別建設センター(総合公共民間局)

組織拡大オルグ 北川 啓子さん

5. その他

1) 組合費の免除の取り扱いについて

育児休業・療養休暇・介護休暇取得者で1ヶ月以上の休暇取得により無給となる月(1日を基準日とする)から組合費を免除する。

休暇取得終了後または復帰後、給料が支給された月(1日を基準日とする)から組合費を徴収する。

2) 時間外勤務労働に関わるパトロールの実施について

安全衛生委員会の取り組みとして、総務部が行っている水曜日のノー残業デーのパトロールを、使用者側と労働側で一緒に声掛けや助言を実施。

3) 09年度こどもサポーター養成研修

12月13日(日) pm1:30~4:00

八王子クリエイトホール(視聴覚室)

講演会「こどもに寄り添うこども支援」

講師 一場 順子(弁護士)

《別紙資料6参照》